

# 公 共 事 業 の 事 前 評 価 書

(国有林直轄治山事業等の事前評価)

平成20年3月

農 林 水 産 省

## 1 評価の対象とした政策

平成20年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	1
	森林環境保全整備事業	12
小計		13
独立行政法人事業	水源林造成事業	6
小計		6
補 助 事 業	民有林補助治山事業	1
	森林環境保全整備事業	19
	森林居住環境整備事業	14
	農業用水水源地域保全整備事業	2
	漁場保全関連特定森林整備事業	1
小計		37
合計		56

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

### 1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、各森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」[別添1](#)）
- ② 独立行政法人事業と補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、水源林造成事業、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、農業用水水源地域保全整備事業及び漁場保全関連特定森林整備事業は林野庁森林整備部整備課において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において実施した。

### 2 評価実施期間

平成20年1月から平成20年3月

## 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、「林野公共事業における費用対効果分析について（概要）、チェックリスト及び判定基準」（[別添3](#)）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	<p>政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。</p> <p>結果については、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。</p>
5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項	<p>農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。</p> <p>林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当である。</p> <p>委員構成は、「第三者委員会名簿」(別添4)のとおりである。</p>
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<p>評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)のチェックリスト等及び「林野公共事業における費用対効果分析について(概要)、チェックリスト及び判定基準」(別添3)のとおりである。</p> <p>なお、上記の別添2及び別添3は、林野庁ホームページに掲載している。  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyou/jigyo19.html">http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyou/jigyo19.html</a></p> <p>また、農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料及び議事録についても、林野庁ホームページに掲載している。  <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/hyoukatop.html">http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/hyoukatop.html</a></p> <p>その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」(別添5)のとおり。</p>
7 評価の結果	<p>評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。</p> <p>各事業地区毎の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。</p>

平成20年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

2 独立行政法人事業  
水源林造成事業

整理番号	実施地区	事業実施地区名	事業実施主体	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					
													1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等		
							(1)		(1)	(1)	(2)							
							①	②	(1)	(1)	①	②						
1	東北北海道整備局	北海道森町外	緑資源機構	6,755,493	2,684,903	2.52	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	C
2	関東整備局	福島県双葉郡川内村下川内外	緑資源機構	3,198,657	1,100,745	2.91	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	B
3	中部整備局	富山県魚津市鉢外	緑資源機構	3,925,479	1,487,517	2.64	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	-
4	近畿北陸整備局	石川県輪島市空熊町外	緑資源機構	8,104,461	2,985,284	2.71	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	B
5	中国四国整備局	鳥取県日野郡江府町吉原外	緑資源機構	14,620,401	4,816,035	3.04	○	○	○	○	○	○	A	A	B	B	A	B
6	九州整備局	福岡県豊前市畑外	緑資源機構	11,489,537	3,159,870	3.64	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	-

注：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

## 事前評価個表

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1件（48箇所）、評価面積 1,105ha                  評価対象都道府県 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,684,903 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	3,223,991 千円	
	山地保全便益	1,679,760 千円	
	環境保全便益	1,801,994 千円	
	木材生産便益	49,747 千円	
	計	6,755,493 千円	
	分析結果（B/C）	2.52	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性: 水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性: 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性: 水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理番号	2
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	関東整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（52箇所）、評価面積422ha                  評価対象都道府県 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、静岡県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1, 100, 745 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	1, 882, 031 千円	
	山地保全便益	671, 593 千円	
	環境保全便益	616, 213 千円	
	木材生産便益	28, 820 千円	
	計	3, 198, 657 千円	
	分析結果（B/C）	2.91	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性: 水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性: 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性: 水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

## 事前評価個表

整理番号	3
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	中部整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（39箇所）、評価面積457ha                  評価対象都道府県 富山県、長野県、岐阜県、三重県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1, 487, 517 千円	
	総便益（B）	2, 546, 490 千円	
	山地保全便益	732, 282 千円	
	環境保全便益	604, 397 千円	
	木材生産便益	42, 311 千円	
	計	3, 925, 479 千円	
	分析結果（B/C）	2.64	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性: 水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性: 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性: 水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。  
 注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（75箇所）、評価面積1,028ha                  評価対象都道府県 石川県、福井県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,985,284 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	5,045,991 千円	
	山地保全便益	1,569,384 千円	
	環境保全便益	1,430,881 千円	
	木材生産便益	58,205 千円	
	計	8,104,461 千円	
	分析結果（B/C）	2.71	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

## 事前評価個表

整理 番号	5
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）																														
事業実施地区名	中国四国整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構																														
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（158箇所）、評価面積1,955ha                  評価対象都道府県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>																																
費用対効果分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総費用（C）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,816,035</td> <td style="width: 20%;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>総便益（B）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">8,669,762</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">2,973,843</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    環境保全便益</td> <td style="text-align: right;">2,835,023</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    木材生産便益</td> <td style="text-align: right;">141,771</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">14,620,401</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">3.04</td> </tr> </table>			総費用（C）	4,816,035	千円				総便益（B）			水源かん養便益	8,669,762	千円	山地保全便益	2,973,843	千円	環境保全便益	2,835,023	千円	木材生産便益	141,771	千円	計	14,620,401	千円				分析結果（B/C）	3.04	
総費用（C）	4,816,035	千円																															
総便益（B）																																	
水源かん養便益	8,669,762	千円																															
山地保全便益	2,973,843	千円																															
環境保全便益	2,835,023	千円																															
木材生産便益	141,771	千円																															
計	14,620,401	千円																															
分析結果（B/C）	3.04																																
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>																																

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。  
 注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H20～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九州整備局	事業実施主体	独立行政法人 緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p>評価件数 1 件（91箇所）、評価面積1,344ha                  評価対象都道府県 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	3,159,870 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	7,114,860 千円	
	山地保全便益	2,032,785 千円	
	環境保全便益	2,262,632 千円	
	木材生産便益	79,261 千円	
	計	11,489,537 千円	
	分析結果（B/C）	3.64	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性:水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

注1：事業実施主体は、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」の施行後、独立行政法人森林総合研究所となる。

注2：総便益（B）の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。